

勤労者財産形成促進法
目次

第一章 総則（第一条～第五条）
第二章 勤労者の財産形成に関する措置
第一節 勤労者の財産形成基金
第二款 通則（第七条の四～第七条の六）
第三款 設立（第七条の七～第七条の十）
第四款 管理（第七条の十一～第七条の十六）
第五款 加入及び脱退（第七条の十七～第七条の二十三）
第六款 合併等（第七条の二十四～第七条の二十五）
第七款 解散及び清算（第七条の二十六～第七条の二十八）
第八款 業務（第七条の十九～第七条の二十二）
第九款 雜則（第七条の二十九～第七条の三十二）
第十款 第二節 財産形成についての国の支援
第十一款 第三節 財産形成の推進等に関する措置
第十二款 第四節 勤労者の持家建設の推進等に関する措置
第十三款 第五節 雜則（第二十条～第二十二条）
第十四款 第六節 附則
第十五款 第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 勤労者 職業の種類を問わず、事業主に雇用される者をいう。
二 貸金 貸金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、勤労の対償として事業主が勤労者に支払うすべてのものをいう。
三 持家 自ら居住するため所有する住宅をいう。
四 財産形成 預貯金の預入、金銭の信託、有価証券の購入その他の貯蓄すること及び持家の取得又は改良をすることをいう。

第五条 勤労者財産形成政策基本方針（要請）
(勤労者財産形成貯蓄契約等)
第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約（勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。）をいう。
一 銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合その他の金融機関、信託会社（信託業法（平成二年五月一日から三年間）は、その払出しをしない旨を定めたものである場合にあつては、当該最初の預入の日から三年間）は、その払出し又は譲渡をするものをするための払出しを満たすものである場合にあつては、当該最初の預入の日から三年間）は、その払出し又は譲渡（継続預入等で、政令で定める要件を満たすものとし、当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。次項第一号及び第四項第一号本において同じ。）に係る金銭の払込みは、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該預入と締結した有価証券の購入に関する契約で、当該購入のために金銭の預託をする旨を定めたもの（以下この条において「預託による証券購入契約」という。）である場合にあつては、当該購入のための金銭の預託（以下この条において「金銭の預託」という。）とする。）に係る金銭の払込みをするものであること。
(1) 当該契約に基づき預入等が行われた預貯金等又はこれに係る利子若しくは収益の分配（以下この条において「利子等」という。）に係る金銭により引き続き同一の金融機関等に預貯金等の預入等を行う場合における当該預入等（以下この条において「継続預入等」という。）
(2) 財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭による預入等
(3) 当該勤労者を雇用する事業主がその委託を受けて行う勤労者の貯蓄金の管理（預金の受入れであるものに限る。）であり中止された場合を除く。）に当該中止に伴い返還されるべき当該勤労者の貯蓄金（以下この項において「返還貯蓄金」という。）に係る金銭による預入等
口 当該契約に基づく預貯金等については、その預入等が行われた日から一年間（当該

（国及び地方公共団体の施策）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の目的の達成に資するため、勤労者について、財産形成を促進するための施策を講ずるよう配慮しなければならない。

第四条 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び国土交通大臣（内閣総理大臣にあつては勤労者（国家公務員及び地方公務員を除く。以下この条第六条の二、第六条の三、第七条の二、次章第二节、第十四条、第十六条及び第十七条において同じ。）の貯蓄に係る部分に、国土交通大臣にあつては勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に限るものとする。）は、勤労者の財産形成に関する施策の基本となるべき方針（以下「勤労者財産形成政策基本方針」という。）を定めることとする。

第五条 勤労者財産形成政策基本方針に定める事項は、勤労者の財産形成の動向に関する事項及び勤労者の財産形成を促進するために講じようとする施策の基本となるべき事項とする。

第六条 勤労者財産形成政策基本方針を定めたときは、その概要を公表しなければならない。

第七条 前二項の規定は、勤労者財産形成政策基本方針の変更について準用する。

第八条 勤労者財産形成政策基本方針を定めたときは、関係行政機関の長に対し、勤労者財産形成政策基本方針を定めるための資料の提出又は勤労者財産形成政策基本方針において定められた施策で、当該行政機関の所管に係るもの実施について、必要な要請をすることができる。

第九条 勤労者財産形成貯蓄契約等

第十条 この法律において、「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約（勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。）をいう。

第十一条 銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合その他の金融機関、信託会社（信託業法（平成二年五月一日から三年間）は、その払出しをしない旨を定めたものである場合にあつては、当該最初の預入の日から三年間）は、その払出し又は譲渡（継続預入等で、政令で定める要件を満たすものとし、当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。次項第一号及び第四項第一号本において同じ。）に係る金銭の払込みは、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該預入と締結した有価証券の購入に関する契約で、当該購入のために金銭の預託をする旨を定めたもの（以下この条において「預託による証券購入契約」という。）である場合にあつては、当該購入のための金銭の預託（以下この条において「金銭の預託」という。）とする。）に係る金銭の払込みをするものであること。

第十二条 生命保険会社（保険業法（平成七年法律第一百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。）、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行なう農業協同組合又は政令で定める生命共済の事業を行う者（以下この条及び第十二条において「生命保険会社等」という。）を相手方とする生命保険に関する契約、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約（附則第三条において「旧簡易生命保険契約」という。）又は生命保険に関する契約（以下「生命保険契約等」という。）で、次の要件を満たすものと定めることとする。

（1）被保険者又は被共済者が当該契約に係る生命保険の保険期間又は生命共済の共

二の二 損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する損害保険会社等をいう。以下この号において「損害保険会社等」といふ。）は他の生命保険の保険料又は他の生命共済の共済掛金の払込みを行ふ場合における当該払込み（以下この号において「継続払込み」という。）。

（2）財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭による保険料又は共済掛金の払込み

（3）返還貯蓄金に係る金銭による保険料又は共済掛金の払込み

（4）当該契約に係る生命保険の保険期間又は生命共済の共済期間は、三年以上であること。

ハ 当該契約に基づく保険金又は共済金の支払は、被保険者又は被共済者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存している場合及び当該保険期間又は共済期間中に災害、不慮の事故その他の政令で定める特別的理由により死亡した場合（重度障害の状態となつた場合を含む。以下この条において同じ。）に限り、行われるものであること。

ニ 当該契約に係る被保険者又は被共済者とこれらの者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存している場合の保険金受取人又は共済金受取人とが、共に当該勤労者であること。

ホ 当該契約に基づく剩余金の分配又は割戻金の割戻しは、利差益に係る部分に限り、行わるものであること。

ト 当該契約に基づく保険料又は割戻しが行われた剩余金又は割戻金は、当該契約に基づく保険金又は共済金その他政令で定める金銭の支払の日まで据え置くこととされていること。

ト 当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込み（継続払込みを除く。）は、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、当該勤労者に代わって行うか、又は当該勤労者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金若しくは返還貯蓄金に係る金銭により行うものであること。

二の二 損害保険会社（保険業法第二条第一項に規定する損害保険会社及び同条第一項において「積立分譲契約」という。）又は沖縄振興開発金融公庫を相手方とする沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十条第四項に規定する都市再生機構宅地債券の購入に関する契約若しくは独立行政法人都市再生機構を相手方とする独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第二百号）附則第十五条第一項に規定する都市再生機構宅地債券の購入に関する契約（次号及び次条第一項において「宅地債券等購入契約」という。）で、次の要件を満たすものである。

（1）当該契約に係る損害保険の保険期間の満了後に支払われる満期返戻金又は剩余金に係る金銭その他政令で定める金銭により引き続き同一の損害保険契約（以下「損害保険契約」という。）で、次の要件を満たすものであること。

イ 三年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく保険料の払込み（次に掲げる払込みを除く。）をするものであること。

（2）当該契約に係る損害保険会社に他の損害保険の保険料の払込みを行う場合における当該払込み（以下この号において「継続払込み」という。）

（3）返還貯蓄金に係る金銭による保険料又は共済掛金の払込み

（4）当該契約に係る損害保険の保険期間又は生命共済の共済期間は、三年以上であること。

ハ 当該契約に基づく保険金又は共済金の支払は、被保険者又は被共済者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存している場合及び当該保険期間又は共済期間中に災害、不慮の事故その他の政令で定める特別の理由により死亡した場合（重度障害の状態となつた場合を含む。以下この条において同じ。）に限り、行われるものであること。

ニ 当該契約に係る被保険者又は被共済者とこれらの者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存している場合の保険金受取人又は共済金受取人とが、共に当該勤労者であること。

ホ 当該契約に基づく剩余金の分配又は割戻金の割戻しは、利差益に係る部分に限り、行わるものであること。

ト 当該契約に基づく保険料の払込み（継続払込みを除く。）は、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料又は共済掛金の支払の日まで据え置くこととされていること。

ト 当該契約に基づく保険料の払込み（継続払込みを除く。）は、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料又は共済掛金の支払の日まで据え置くこととされていること。

二の二 損害保険会社（保険業法第二条第一項に規定する住宅の積立分譲に関する契約（次号及び次条第一項において「積立分譲契約」という。）又は宅地債券等購入契約に基づく金銭の積立て又は債券の購入契約に基づく金銭の積立て又は宅地債券等購入契約に基づく債券の購入契約により、引き続き同一の金融機関等において、前号に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立て又は宅地債券等購入契約に基づく債券の購入に係る金銭の払込みを行うことその他政令で定める要件を満たすものである。

（1）当該契約に係る損害保険の保険期間の満了後に支払われる満期返戻金又は剩余金に係る金銭その他政令で定める金銭により引き続き同一の損害保険契約（以下「損害保険契約」といふ。）で、次の要件を満たすものであること。

イ 三年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく保険料の払込み（次に掲げる払込みを除く。）をするものであること。

（2）当該契約に係る損害保険会社に他の損害保険の保険料の払込みを行う場合における当該払込み（以下この号において「継続払込み」という。）

（3）返還貯蓄金に係る金銭による保険料又は共済掛金の払込み

（4）当該契約に係る損害保険の保険期間又は生命共済の共済期間は、三年以上であること。

ハ 当該契約に基づく保険金又は共済金の支払は、被保険者又は被共済者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存している場合及び当該保険期間又は共済期間中に災害、不慮の事故その他の政令で定める特別の理由により死亡した場合（重度障害の状態となつた場合を含む。以下この条において同じ。）に限り、行われるものであること。

ニ 当該契約に係る被保険者又は被共済者とこれらの者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存している場合の保険金受取人又は共済金受取人とが、共に当該勤労者であること。

ホ 当該契約に基づく剩余金の分配又は割戻金の割戻しは、利差益に係る部分に限り、行わるものであること。

ト 当該契約に基づく保険料の払込み（継続払込みを除く。）は、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料又は共済掛金の支払の日まで据え置くこととされていること。

二の二 損害保険会社（保険業法第二条第一項に規定する住宅の積立分譲に関する契約（次号及び次条第一項において「積立分譲契約」という。）又は宅地債券等購入契約に基づく金銭の積立て又は債券の購入契約に基づく金銭の積立て又は宅地債券等購入契約に基づく債券の購入により、引き続き同一の金融機関等において、前号に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立て又は宅地債券等購入契約に基づく債券の購入に係る金銭の払込みを行うことその他政令で定める要件を満たすものである。

（1）当該契約に係る損害保険の保険期間の満了後に支払われる満期返戻金又は剩余金に係る金銭その他政令で定める金銭により引き続き同一の損害保険契約（以下「損害保険契約」といふ。）で、次の要件を満たすものであること。

イ 三年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく保険料の払込み（次に掲げる払込みを除く。）をするものであること。

（2）当該契約に係る損害保険会社に他の損害保険の保険料の払込みを行う場合における当該払込み（以下この号において「継続払込み」という。）

（3）返還貯蓄金に係る金銭による保険料又は共済掛金の払込み

（4）当該契約に係る損害保険の保険期間又は生命共済の共済期間は、三年以上であること。

ハ 当該契約に基づく保険金又は共済金の支払は、被保険者又は被共済者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存している場合及び当該保険期間又は共済期間中に災害、不慮の事故その他の政令で定める特別の理由により死亡した場合（重度障害の状態となつた場合を含む。以下この条において同じ。）に限り、行われるものであること。

ニ 当該契約に係る被保険者又は被共済者とこれらの者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存している場合の保険金受取人又は共済金受取人とが、共に当該勤労者であること。

ホ 当該契約に基づく剩余金の分配又は割戻金の割戻しは、利差益に係る部分に限り、行わるものであること。

ト 当該契約に基づく保険料の払込み（継続払込みを除く。）は、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料又は共済掛金の支払の日まで据え置くこととされていること。

二の二 損害保険会社（保険業法第二条第一項に規定する住宅の積立分譲に関する契約（次号及び次条第一項において「積立分譲契約」という。）又は宅地債券等購入契約に基づく金銭の積立て又は債券の購入契約に基づく金銭の積立て又は宅地債券等購入契約に基づく債券の購入により、引き続き同一の金融機関等において、前号に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立て又は宅地債券等購入契約に基づく債券の購入に係る金銭の払込みを行うことその他政令で定める要件を満たすものである。

（1）当該契約に係る損害保険の保険期間の満了後に支払われる満期返戻金又は剩余金に係る金銭その他政令で定める金銭により引き続き同一の損害保険契約（以下「損害保険契約」といふ。）で、次の要件を満たすものであること。

イ 三年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく保険料の払込み（次に掲げる払込みを除く。）をするものであること。

（2）当該契約に係る損害保険会社に他の損害保険の保険料の払込みを行う場合における当該払込み（以下この号において「継続払込み」という。）

（3）返還貯蓄金に係る金銭による保険料又は共済掛金の払込み

（4）当該契約に係る損害保険の保険期間又は生命共済の共済期間は、三年以上であること。

ハ 当該契約に基づく保険金又は共済金の支払は、被保険者又は被共済者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存している場合及び当該保険期間又は共済期間中に災害、不慮の事故その他の政令で定める特別の理由により死亡した場合（重度障害の状態となつた場合を含む。以下この条において同じ。）に限り、行われるものであること。

ニ 当該契約に係る被保険者又は被共済者とこれらの者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存している場合の保険金受取人又は共済金受取人とが、共に当該勤労者であること。

ホ 当該契約に基づく剩余金の分配又は割戻金の割戻しは、利差益に係る部分に限り、行わるものであること。

ト 当該契約に基づく保険料の払込み（継続払込みを除く。）は、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料又は共済掛金の支払の日まで据え置くこととされていること。

二 当該契約に基づく預入等に係る金銭の払込みは、当該労働者と当該労働者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該預入等に係る金額を当該労働者に支払う賃金から控除し、当該労働者に代わって行うか、又は当該労働者が財産形成基金給付金若しくは財産形成基金給付金に係る金銭により、政令で定めるところにより行うものであること。

二 生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等（年金がその者に対して支払われるものに限る。）で、次の要件を満たすもの

イ 当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込み（財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭によるものを除く。口に規定する年金支払開始日の前日までの間に限り、五年以上の期間にわたつて定期に、政令で定めるところにより行うものであること。

ロ 当該契約に基づくその者に対する年金の支払は、年金支払開始日（その者が六十歳に達した日以後の日（当該契約に基づく最後の保険料又は共済掛金の払込みの日から五年以内の日に限る。）であつて、当該契約で定める日をいう。以下この号及び次号において同じ。）以後、五年以上の期間にわたつて定期に、政令で定めるところにより行われるものであること。

ハ 当該契約に基づく保険金、其の他の支払は、年金支払開始日（その者が六十歳に達した日以後の日（当該契約に基づく最後の保険料又は共済掛金の払込みの日から五年以内の日に限る。）であつて、当該契約で定める日をいう。以下この号及び次号において同じ。）以後、五年以上の期間にわたつて定期に、政令で定めるところにより行われるものであること。

ト 当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みは、当該労働者と当該労働者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料の額とされていること。

ホ 当該契約に基づく保険料又は共済掛金の割戻しは、利差益に係る部分に限り、行われるものであること。

ト 当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みは、当該労働者と当該労働者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料の額とされていること。

ヘ 当該契約に基づく保険料又は共済掛金の割戻しは、利差益に係る部分に限り、行われるものであること。

ト 当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みは、当該労働者と当該労働者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料の額とされていること。

三 損害保険会社を相手方とする損害保険契約等（年金がその者に対して支払われるものに限る。）で、次の要件を満たすもの

イ 当該契約に基づく保険料の払込み（財産形成給付金及び財産形成基金給付金によるものを除く。第四項第三号イにおいて同じ。）は、年金支払開始日の前日までの間に限り、五年以上の期間にわたつて定期に、政令で定めるところにより行うものであること。

ロ 当該契約に基づくその者に対する年金の支払は、年金支払開始日以後に、五年以上の期間にわたつて定期に、政令で定めるところにより行われるものであること。

ハ 当該契約に基づく保険金、満期返戻金その他の政令で定める金額の支払は、口に定められたるところにより行われる年金の支払のほか、年金支払開始日前においてその者が死亡した場合に限り、行われるものであること。

ト 当該契約に基づく保険料の払込みは、当該労働者と当該労働者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料の額とされていること。

ホ 当該契約に基づく保険料の払込みは、当該労働者と当該労働者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料の額とされていること。

ヘ 当該契約に基づく保険料の払込みは、当該労働者と当該労働者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料の額とされていること。

二 金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約で、次の要件を満たすもの

イ 五年以上の期間にわたつて定期に、当該労働者が財産形成基金給付金の全部又は一部は、政令で定めるところにより、持家としての住宅の取得又は持家である住宅の増改築等（建築、改築その他の工事で政令で定めるものをいう。）（以下この項において「持家等」という。）の全部若しくは一部の支払又は持家の取得等のために必要なその他の他政令で定めるもののほか、当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等についてもそのものであること。

ロ 当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金額の全部又は一部は、政令で定めるもの（以下この項において「頭金等」という。）の全部若しくは一部の支払又は持家の取得等のために必要なその他の他政令で定めるもののほか、当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等についてもそのものであること。

ハ 口に定めるところにより行われる保険金の額は、政令で定める額以下の額とされていること。

ト 当該契約に基づく被保険者との者が年金支払開始日において生存している場合の年金の額は、政令で定める額以下の額とされることは。

ホ 当該契約に基づく被保険者との者が年金支払開始日前においてその者が死亡した場合に限り行われるものであること。

ヘ 当該契約に基づく被保険者又は被共済者とこれにより行われる年金の支払のほか、年金支払開始日前においてその者が死亡した場合に限り行われるものであること。

二 既に労働者財産形成年金貯蓄契約を締結している労働者は、新たに労働者財産形成年金貯蓄契約」とは、五十五歳未満の労働者が締結した契約をいう。

一 金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約で、次の要件を満たすもの

イ 五年以上の期間にわたつて定期に、当該労働者が財産形成基金給付金の全部又は一部は、政令で定めるところにより、持家としての住宅の取得又は持家である住宅の増改築等（建築、改築その他の工事で政令で定めるものをいう。）（以下この項において「持家等」という。）の全部若しくは一部の支払又は持家の取得等のために必要なその他の他政令で定めるもののほか、当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等についてもそのものであること。

ロ 当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金額の全部又は一部は、政令で定めるもの（以下この項において「頭金等」という。）の全部若しくは一部の支払又は持家の取得等のために必要なその他の他政令で定めるもののほか、当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等についてもそのものであること。

ハ 当該契約に係る被保険者又は被共済者が保険期間又は共済期間の満了の日で生存している場合（重度障害の状態となつた場合を除く。）に支払われる保険金又は共済金に係る金額及び当該契約に基づく政令で定める金額の全部又は一部は、政令で定めるところにより、頭金等の全部若しくは一部の支払又は持家の取得等のために必要なその他の金額の支払で政令で定めるものに充てられるものであること。

ト 当該契約に係る被保険者又は被共済者が保険期間又は共済期間の満了の日で生存している場合（重度障害の状態となつた場合を除く。）に支払われる保険金又は共済金に係る金額及び当該契約に基づく政令で定める金額の全部又は一部は、政令で定めるところにより、頭金等の全部若しくは一部の支払又は持家の取得等のために必要なその他の金額の支払で政令で定めるものに充てられるものであること。

二 既に労働者財産形成年金貯蓄契約を締結している労働者は、新たに労働者財産形成年金貯蓄契約」とは、五十五歳未満の労働者が締結した契約をいう。

一 金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約で、次の要件を満たすもの

イ 五年以上の期間にわたつて定期に、当該労働者が財産形成基金給付金の全部又は一部は、政令で定めるところにより、持家としての住宅の取得又は持家である住宅の増改築等（建築、改築その他の工事で政令で定めるものをいう。）（以下この項において「持家等」という。）の全部若しくは一部の支払又は持家の取得等のために必要なその他の他政令で定めるもののほか、当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等についてもそのものであること。

ロ 当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金額の全部又は一部は、政令で定めるもの（以下この項において「頭金等」という。）の全部若しくは一部の支払又は持家の取得等のために必要なその他の他政令で定めるもののほか、当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等についてもそのものであること。

ハ 当該契約に係る被保険者又は被共済者が保険期間又は共済期間の満了の日で生存している場合（重度障害の状態となつた場合を除く。）に支払われる保険金又は共済金に係る金額及び当該契約に基づく政令で定める金額の全部又は一部は、政令で定めるところにより、頭金等の全部若しくは一部の支払又は持家の取得等のために必要なその他の金額の支払で政令で定めるものに充てられるものであること。

ト 当該契約に係る被保険者又は被共済者が保険期間又は共済期間の満了の日で生存している場合（重度障害の状態となつた場合を除く。）に支払われる保険金又は共済金に係る金額及び当該契約に基づく政令で定める金額の全部又は一部は、政令で定めるところにより、頭金等の全部若しくは一部の支払又は持家の取得等のために必要なその他の金額の支払で政令で定めるものに充てられるものであること。

二 既に労働者財産形成年金貯蓄契約を締結している労働者は、新たに労働者財産形成年金貯蓄契約」とは、五十五歳未満の労働者が締結した契約をいう。

する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を当該労働者に支払う賃金から控除し、当該労働者に代わつて行うか、又は当該労働者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金により、政令で定めるところにより行うものであること。

三 損害保険会社を相手方とする損害保険契約に基づく保険料の払込みをするもので、次の要件を満たすもの

イ 五年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく保険料の払込みをするものであること。

ロ 当該契約に係る損害保険の保険期間は、五年以上であること。

ハ 当該契約に基づく満期返戻金に係る金銭及び当該契約に基づく政令で定める金銭の全部又は一部は、政令で定めるところにより、頭金等の全部若しくは一部の支払又は持家の取得等のために必要なその他の金銭の支払で政令で定めるものに充てられるものであること。

二 ハに定めるもののほか、当該契約に基づく保険金その他の政令で定める金銭の支払は、被保険者が保険期間中に第一項第二号の二ハの政令で定める特別の理由により死亡した場合に限り、行われるものであることを。

三 ハに定めるところにより支払われる保険金の額は、政令で定める額以下の額とされていること。

ハに定めるもののほか、当該契約に基づく保険金その他の政令で定める金銭の支払は、被保険者が保険期間中に第一項第二号の二ハの政令で定める特別の理由により死亡した場合に限り、行われるものであることを。

五 既に勤労者財産形成貯蓄契約（第一項第一号から第二号の二までに掲げる契約に係るものに限る。以下この条において同じ。）を締結している勤労者が、当該勤労者に代わつて当該契約（以下この項において「従前の契約」という）に基づく預入等（従前の契約が預託による証券購入契約である場合には、当該従前の契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。）を行つて、従前の契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該従前の契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。）を行つている事業主との雇用関係の終了（以下この項及び第九項において「退職」という。）の後に他の事業主（以下この項及び第九項において「新事業主」という。）に雇用されることとなつた場合において新事業主との間で新事業主が従前契約の相手方である金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社（以下この項、第八項及び第九項において「財形貯蓄取扱機関」といいう。）に当該勤労者に代わつて当該金銭の払込みを行う旨の契約を締結することができないところに定めた場合において該当することと定めた事由において、当該退職その他の政令で定める期間内に、当該勤労者が新たに締結する金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約、生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等又は損害保険会社を相手方とする損害保険契約（以下この項において「新契約」という。）に基づき次に掲げる事項を定めたときは、当該新契約は、当該新契約の相手方である財形貯蓄取扱機関を相手方とする第一号の契約とみなす。当該契約に係る被保険者とハに定める満期返戻金その他の金銭の受取人とが、共に当該勤労者であること。

チ 当該契約に基づく剩余金の分配は、利差益に係る部分に限り、行われるものであること。

リ 当該契約に基づく保険料の払込みは、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料の払込みに係る金額を当該勤労者に支払うこと。

料又は共済掛金の払込みを含む。」を行う旨の契約を締結することができないときその他の政令で定める場合に該当することとなつた場合において、新事業主その他の政令で定める事業主（以下この項において「新事業主等」という。）を構成員とする第十四条第一項に規定する事務代行団体との間で、当該退職その他の政令で定める事由に該当することとなつた日から政令で定める期間内に当該労働者が締結する当該事務代行団体が当該労働者の既に締結している労働者財産形成貯蓄契約その他の政令で定める労働者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。）に係る金銭の払込み（当該契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。）を当該契約の相手方である財形貯蓄取扱機関に当該労働者に代わって行う旨の契約（以下「払込代行契約」という。）に基づき、政令で定めるところにより、当該事務代行団体が当該金銭の払込みを行つてあるときは、第一項第一号ハ、第二号ト及び第二号の二トの規定の適用については、当該事務代行団体が行う当該金銭の払込みをこれらの規定により行われる当該金銭の払込みとみなす。ただし、当該事務代行団体が行う当該金銭の払込みであつて次に掲げるものについては、この限りでない。

一 当該払込代行契約の締結の日から政令で定める期間を超えて行われるもの

二 新事業主等が財形貯蓄取扱機関に当該労働者に代わつて当該金銭の払込みを行つたとき以後に行われるもの

三 その他政令で定めるもの

第六条の二 この法律において「労働者財産形成給付金契約」とは、事業主が、その事業場（労働者財産形成基金の設立に係る事業場以外の事業場に限る。以下この項において同じ。）の労働者の財産形成に寄与するため、その事業場の過半数を代表する者との書面による合意に基づき、信託会社、信託業務を兼営する金融機関、生命保険会社（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社をいう。）、農業協同組合連合会

（農業協同組合法第十一条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合連合会をいう。）、損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社をいう。）又は証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託会社をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）の投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下この項及び次条第二項第五号において同じ。）（以下「信託会社等」と総称する。）と締結した労働者を受益者とする信託（政令で定めた生命共済（政令で定めるものに限る。）労働者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険（政令で定めるものに限る。）又は労働者を受益証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定（追加設定を含む。第一号及び第五号並びに同項において同じ。）の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けたものをいう。

一 当該契約に基づく信託金（収益の分配に係る金銭により信託金の払込みが行われる場合の当該信託金を除く。）、保険料（剩余金に係る金銭により保険料の払込みが行われる場合の当該保険料を除く。）、共済掛金（割戻金に係る金銭により共済掛金の払込みが行われる場合の当該共済掛金を除く。）又は証券投資信託の設定のための金銭（収益の分配に係る金銭により当該設定のための金銭の払込みが行われる場合の当該設定のための金銭を除く。）（以下「信託金等」と総称する。）の払込み（第八号に掲げる事項を定めたときは、同号に規定する払込みを除く。第三号において同じ。）に充てられる金銭は、当該事業主がその全額を拠出するものであること。

二 当該契約に基づき信託の受益者、生命保険の被保険者及び保険金受取人、生命共済の被保険者及び共済金受取人、損害保険の被保険者及び満期返戻金受取人又は証券投資信託の受益証券の取得者（以下「信託の受益者等」という。）とされる労働者は、当該契約に係る事業場の労働者（政令で定める者を除く。）から

で、信託金等の払込みを行つた日以前一年間を通じて（当該契約に基づき当該労働者のために最初に行われる信託金等の払込み（当該事務主が他に労働者財産形成給付金契約を締結している場合において、当該他の労働者財産形成給付金契約に基づき当該労働者のために信託金等の払込みが行われているときにおける払込みを除く。）にあつては当該払込みが行われる日において、「初回払込日」（以下この号及び第六号において「初回払込日」という。）から一年を経過する日前に行われた払込みにあつては当該初回払込日から当該払込みが行われる日までの間を通じて）、労働者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険（政令で定めるものに限る。）又は労働者を受益証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定（追加設定を含む。第一号及び第五号並びに同項において同じ。）の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けたもの（以下「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。）に基づく預入等（労働者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等、損害保険契約又は積立分譲契約に基づく保険料若しくは貯蓄契約又は労働者財産形成住宅貯蓄契約（以下「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。）に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等、損害保険契約、積立分譲契約又は宅地債券等購入契約に基づく保険料等の払込みに係る金額、金銭の積立てに係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等、損害保険契約、積立分譲契約又は宅地債券等購入契約に基づく保険料等の払込みに係る金額、金銭の積立てに係る預貯金等又は購入に係る債券を含む。以下「勤労者財産形成貯蓄」という。））を有していしたものとし、信託の受益者等となることについて一定の資格を定めたときは、当該資格を有する者に限るものとすること。

三 当該契約に基づく信託金等の払込みは、前号に規定する労働者一人当たり一年につき政令で定める額を超えない一定の金額により、毎年一定の時期に行つるものであること。

四 当該契約に基づく信託金等の払込みは、前号に規定する労働者一人当たり一年につき政令で定める額を超えない一定の金額により、毎年一定の時期に行つるものであること。

六 当該契約に基づき信託の受益者となつた労働者に係る信託財産の交付に係る金銭（収益の分配を含む。以下この号及び次条第二項第六号において「信託交付金」という。）が、当該契約に基づき生命保険の保険金受取人若しくは生命共済の共済金受取人となつた労働者に係る保険金若しくは共済金（返戻金その他政令で定める金額を含む。以下この号及び同項第六号において同じ。）が、当該契約に基づき損害保険の満期返戻金（保険金その他政令で定める金額を含む。以下この号及び同項第六号において同じ。）又は当該契約に基づき証券投資信託の受益証券を取得した労働者に係る満期返戻金（保険金その他政令で定める金額を含む。以下この号及び同項第六号において同じ。）又は当該契約に基づき信託交付金、保険金、共済金（当該契約に係る信託交付金、保険金、共済金、満期返戻金又は投資信託解約金等（以下この号及び次号並びに同項第六号及び第七号において「給付金」という。）及び第八号に掲げる事項について「給付金」という。）で最初に支払われるべきもの以外のもの（以下この号及び同項第六号において「第二回目分以後の給付金」という。）及び第八号に掲げる事項を定めた場合における同号に規定する払込みに係る勤労者につき最初に支払われるべき給付金（以下この号において「引継ぎ付金」という。）の支払については、政令で定める日。以下の号において「起算日」という。）から

で定めるところにより行われることとされて
いること。

イ 中途支払理由が生じたときに支払われる
場合

ロ 当該労働者の申出に基づき他の方法によ
り支払うことができる旨を定めた場合

七 当該労働者の申出に基づく給付金の支払は、当該労
動者財産形成基金が他に労働者財産形成基金によ
り締結しており、又は締結することとな
った場合において、当該契約の相手方である
信託会社等以外の信託会社等又は銀行等を第
七条の二十一第一項に規定する支払に関する
事務を一括して行う者として指定したとき
は、その指定した者を通じて行うものである
こと。

八 当該契約に基づく信託の受益者等となつた
日前に労働者財産形成基金契約に基づく信
託の受益者等又は他の労働者財産形成基金の
構成員であつた労働者が当該労働者財産形成
給付金契約又は当該他の労働者財産形成基金
が締結している労働者財産形成基金契約に基
づき前条第一項第六号に規定する給付金又は
次項第五号に規定する給付金の支払を受ける
ことができる場合において、その申出により
当該給付金に係る金銭を当該契約に基づく最
初の信託金等の払込みに充てることができる
旨を定めたときは、当該払込みは、政令で定
めることにより行うこととされていること。

3 その他政令で定める要件

この法律において「第二種労働者財産形成基
金契約」とは、労働者財産形成基金が、その構
成員である労働者の財産形成に寄与するため、
組合連合会（水産業協同組合法（昭和二十三年
法律第二百四十二号）第八十七条第一項第四号
会（農業協同組合法第十一条第一項第三号の事業
を行う農業協同組合連合会をいう。）、漁業協同
組合連合会（水産業協同組合法（昭和二十三年
法律第二百四十二号）第八十七条第一項第四号
の事業を行う漁業協同組合連合会をいう。第七
条の二十一第二項において同じ。）その他の金融
機関又は金融商品取引業者で、政令で定める
もの（以下「銀行等」という。）と締結した労
働者財産形成基金を預金者とする預貯金の預入
又は国債その他の政令で定める有価証券（以下
この条及び第七条の二十第一項において「有価
証券」という。）の取得者とする有価証券の購
入に関する契約で、次の要件を満たすものとし
て厚生労働大臣の承認を受けたものをいう。

三 当該契約に基づき預貯金若しくは購入された有 価証券又はこれに係る利子若しくは収益の分 配に係る金銭により引き続き同一の銀行等に おいて預貯金の預入又は有価証券の購入が行 われる場合における当該預入又は購入に係る 金銭を除く。の払込みは、当該払込みを行 う日以前一年間を通じて（当該契約に基づき 当該労働者について最初に行われる預入金等 の払込み（当該労働者財産形成基金が他に第 二種労働者財産形成基金契約を締結している 場合において、当該他の第二種労働者財產形 成基金契約に基づき当該労働者について預入 金等の払込みが行われる場合における預入 金等を除く。）の払込みと同様に、当該払込 み又は有価証券の譲渡若しくは償還に係 る金銭（以下「払戻金等」という。）の支払 については、初回払込日（当該契約による払 戻金等に係る金銭（以下この号において「給 付金」という。）で最初に支払われるべきも の以外のもの（以下この号において「第二回 目以後の給付金」という。）及び第七号に 掲げる事項を定めた場合における同号に規定 する払込みに係る労働者に最初に支払わ れるべき給付金（以下この号において「引継 付金」という。）に充てるべき支払につい ては、政令で定める日。以下この号において 「起算日」という。）から起算して七年を経過 した日（その日前に当該労働者について勤労 者財産形成貯蓄契約等を締結している者でな くなつたことその他の政令で定める理由（以 下この号において「中途支払理由」という。） が生じた場合には、その中途支払理由が生じ た日（起算日（第二回目以後の給付金の支 払日）において、起算日（第二回目以後の給 付金の支払日）に充てるべき支払につい て「初回払込日」という。）から一年を経過 する日前に行われる払込みにあつては当該初 回払込日から当該払込みが行われる日までの 期間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有してい た労働者について行うものであり、かつ、第 七号に掲げる事項を定めた場合における同号 に定める払込み以外の払込みにあつては、当 該労働者一人当たり勤労者財産形成基金の一 事業年度につき政令で定める額を超えない範 囲内において当該労働者財産形成基金の規約 で定める金額により、毎事業年度、当該規約 で定める時期によりるものであること。

三 当該契約に基づき預貯金若しくは購入された有
価証券又はこれに係る利子若しくは収益の分
配に係る金銭は、当該労働者
財産形成基金がその構成員である労働者に対
して支払う第五号に規定する給付金に充てら
れる場合を除き、引き続き同一の銀行等にお
いて当該契約に基づく預入金等の払込みに充
てされることとされていること。

一 当該契約に基づく預貯金の預入又は有価証
券の購入に係る金銭（以下「預入金等」とい
う。）の払込み（第七号に掲げる事項を定め
たときは、同号に規定する払込みを除く。）
は、当該労働者財産形成基金がその全額につ
いて行うものであること。

二 当該契約に基づく預入金等（当該契約に基
づき預入された預貯金若しくは購入された有
価証券又はこれに係る利子若しくは収益の分
配に係る金銭により引き続き同一の銀行等に
おいて預貯金の預入又は有価証券の購入が行
われる場合における当該預入又は購入に係る
金銭を除く。）の払込みは、当該払込みを行
う日以前一年間を通じて（当該契約に基づき
当該労働者について最初に行われる預入金等
の払込み（当該労働者財産形成基金が他に第
二種労働者財産形成基金契約を締結している
場合において、当該他の第二種労働者財產形
成基金契約に基づき当該労働者について預入
金等を除く。）の払込みと同様に、当該払込
み又は有価証券の譲渡若しくは償還に係
る金銭（以下「払戻金等」という。）の支払
については、初回払込日（当該契約による払
戻金等に係る金銭（以下この号において「給
付金」という。）で最初に支払われるべきも
の以外のもの（以下この号において「第二回
目以後の給付金」という。）及び第七号に
掲げる事項を定めた場合における同号に規定
する払込みに係る労働者に最初に支払わ
れるべき給付金（以下この号において「引継
付金」という。）に充てるべき支払につい
ては、政令で定める日。以下この号において
「起算日」という。）から起算して七年を経過
した日（その日前に当該労働者について勤労
者財産形成貯蓄契約等を締結している者でな
くなつたことその他の政令で定める理由（以
下この号において「中途支払理由」という。）
が生じた場合には、その中途支払理由が生じ
た日（起算日（第二回目以後の給付金の支
払日）において、起算日（第二回目以後の給
付金の支払日）に充てるべき支払につい
て「初回払込日」という。）から一年を経過
する日前に行われる払込みにあつては当該初
回払込日から当該払込みが行われる日までの
期間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有してい
た労働者について行うものであり、かつ、第
七号に掲げる事項を定めた場合における同号
に定める払込み以外の払込みにあつては、当
該労働者一人当たり勤労者財産形成基金の一
事業年度につき政令で定める額を超えない範
囲内において当該労働者財産形成基金の規約
で定める金額により、毎事業年度、当該規約
で定める時期によりるものであること。

四 当該契約が有価証券の購入に関する契約で
ある場合には、当該有価証券は、当該労働者
財産形成基金がその構成員である労働者に対
して次号に規定する給付金を支払うこととな
るまでの間、当該契約の相手方である銀行等
に、当該有価証券の保管の委託をすることと
されていること。

五 当該契約による預貯金（利子を含む。）の
払出し又は有価証券の譲渡若しくは償還に係
る金銭（以下「払戻金等」という。）の支払
については、初回払込日（当該契約による払
戻金等に係る金銭（以下この号において「給
付金」という。）で最初に支払われるべきも
の以外のもの（以下この号において「第二回
目以後の給付金」という。）及び第七号に
掲げる事項を定めた場合における同号に規定
する払込みに係る労働者に最初に支払わ
れるべき給付金（以下この号において「引継
付金」という。）に充てるべき支払につい
ては、政令で定める日。以下この号において
「起算日」という。）から起算して七年を経過
した日（その日前に当該労働者について勤労
者財産形成貯蓄契約等を締結している者でな
くなつたことその他の政令で定める理由（以
下この号において「中途支払理由」という。）
が生じた場合には、その中途支払理由が生じ
た日（起算日（第二回目以後の給付金の支
払日）において、起算日（第二回目以後の給
付金の支払日）に充てるべき支払につい
て「初回払込日」という。）から一年を経過
する日前に行われる払込みにあつては当該初
回払込日から当該払込みが行われる日までの
期間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有してい
た労働者について行うものであり、かつ、第
七号に掲げる事項を定めた場合における同号
に定める払込み以外の払込みにあつては、当
該労働者一人当たり勤労者財産形成基金の一
事業年度につき政令で定める額を超えない範
囲内において当該労働者財産形成基金の規約
で定める金額により、毎事業年度、当該規約
で定める時期によりるものであること。

二十一第一項の規定に基づき指定したとき
は、その指定した者）が行うものであり、か
つて、次に掲げる場合を除き、当該金銭の支払
に係る労働者に係る労働者財産形成貯蓄契約
等に基づく預入等で厚生労働省令で定めるも
のに充てることにより行われるものであるこ
と。

イ 中途支払理由が生じたときに支払われる
場合

ロ 当該労働者の申出に基づき他の方法によ
り支払うことができる旨を定めた場合

七 当該契約に基づき当該労働者財産形成基金
の構成員となつた日前に労働者財産形成給付
金契約に基づく信託の受益者等又は他の勤労
者財産形成基金の構成員であつた労働者が當
該労働者財産形成給付金契約又は当該他の勤
労者財産形成基金が締結している勤労者財產
形成基金契約に基づき前条第一項第六号に規
定する給付金又は第五号に規定する給付金の
支払を受けることができる場合において、そ
の申出により当該給付金に係る金銭を当該契
約に基づく最初の預入金等の払込みに充てる
ことができる旨を定めたときは、当該払込み
又は、政令で定めるところにより行うこととさ
れること。

六 その他政令で定める要件

この法律において「第一種労働者財産形成基
金契約及び第二種労働者財産形成基金契約を
締結している場合においては、第二項第二号中
「第一種労働者財産形成基金契約を締結してい
る場合において、当該他の第一種労働者財產形
成基金契約に基づき当該労働者のために信託金
等の払込み」とあるのは、「勤労者財産形成基
金契約を締結している場合において、当該他の
第二種労働者財產形成基金契約に基づき当該
労働者財產形成基金契約に基づき当該労働者
のために信託金等の払込み又は当該労働者に
ついて預入金等の払込み」とある。

八 当該契約に基づき預入された預貯金若しくは
購入された有価証券又はこれに係る利子若しく
は収益の分配に係る金銭は、当該労働者
財産形成基金がその構成員である労働者に対
して支払う第五号に規定する給付金の支払
額が、勤労者財產形成基金によりその構成員
である勤労者に対して一時金として支払われる
給付金に充てるべきこととされており、中途
支払理由で政令で定めるものが生じた場合に
支払われる給付金について別段の定めをする
ときは、その支払は、政令で定めるところに
より行われることとされていること。

九 当該契約に基づき預入された預貯金若しくは
購入された有価証券の購入に係る利子若しくは
収益の分配に係る金銭又は、当該労働者
財産形成基金が当該契約の相手方である銀
行等以外の信託会社等又は銀行等を第七条の
二号中「当該契約（当該労働者財産形成基金が
その第一種労働者財産形成基金契約に基づき
当該労働者のために最初に信託金等の払込み
又は預入金等の払込みが行われた日」とあり、及び前項第

他に第二種勤労者財産形成基金契約を締結している場合には、当該契約又はその第二種勤労者財産形成基金契約に基づき当該勤労者について最初に預入金等の払込みが行われた日」とあるいは「当該契約又は当該契約以外の勤労者財産形成基金契約に基づき、最初に、当該勤労者とのための信託金等の払込み又は当該勤労者についての預入金等の払込みが行われた日」とする。
 (財産形成基金給付金)

第六条の四 この法律において「財産形成基金給付金」とは、第一種財産形成基金給付金及び第二種財産形成基金給付金をい。この法律において「第一種財産形成基金給付金」とは、第一種勤労者財産形成基金契約による第六条の二第一項第六号に規定する給付金(当該契約に基づく信託の受益者等とされた勤労者に支払われるものに限る。)をいう。

この法律において「第二種財産形成基金給付金」とは、第二種勤労者財産形成基金契約に係る前条第三項第五号に規定する給付金(当該契約を締結している勤労者財産形成基金の構成員である勤労者に支払われるものに限る。)をい。

(勤労者財産形成貯蓄契約等についての事業主の協力等)

第七条 事業主にあつてはその雇用する勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約等を締結しようとする場合及び勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等(払代行契約により行われるもの)を除く。をする場合には当該勤労者に、第四条第一項に規定する事務代行団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者が払代行契約を締結して勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等をする場合には当該勤労者に対し、必要な協力をするとともに、当該勤労者財産形成貯蓄契約等の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない。

(勤労者財産形成給付金契約についての一括支払機関の指定等)

第七条の二 事業主が同一の勤労者に関し二以上の勤労者財産形成給付金契約を締結する場合には、事業主は、当該勤労者財産形成給付金契約の相手方である信託会社等のうちいずれか一の者を、財産形成給付金の支払に関する事務を一括して行う者として指定しなければならない。

2 第六条の二第一項に規定する農業協同組合連合会は、農業協同組合法第十条の規定にかかる

3 第七条の三 第六条の二第一項並びに第六条の三第二項及び第三項に規定する承認の手続その他勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約並びに勤労者財産形成給付金契約及び勤労者財産形成基金契約に關し必要な事項は、政令で定めらる。

第七条の三 第六条の二第一項並びに第六条の三第二項及び第三項に規定する承認の手続その他勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約並びに勤労者財産形成給付金契約及び勤労者財産形成基金契約に關し必要な事項は、政令で定めらる。

第七条の四 第二節 勤労者財産形成基金
 第一款 通則
 (基金の目的)
第七条の四 勤労者財産形成基金(以下「基金」という。)は、事業主が拠出した金銭について信託会社等又は銀行等と勤労者財産形成基金契約を締結し、その構成員である勤労者(以下「加入員」という。)に対して財産形成基金給付金が支払われるようにより、加入員の財産形成に寄与することを目的とする。

(組織)
第七条の五 基金は、事業主及びその雇用する勤労者をもつて組織する。

(法人格等)
第七条の六 基金は、法人とする。

2 基金は、その名称中に勤労者財産形成基金という文字を用いなければならない。

3 いう文字でない者は、その名称中に勤労者財産形成基金でない者は、その名称中にはならない。

4 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、基金について準用する。

(設立の原則)

第二款 設立

第七条の七 基金は、一つの事業主の全部又は一部の事業場(当該事業場の勤労者が勤労者財産形成給付金契約に基づき信託の受益者等とされている事業場を除く。以下同じ。)について設立することができる。

2 二以上の事業主が政令で定める関係にある場合には、基金は、前項の規定にからわらず、当該二以上の事業主の全部又は一部の事業場について設立することができる。

3 第七条の八 (発起等)
 基金を設立しようとする事業主(以下「構成員事業主」という。)の氏名又は名称及び住所並びに基金に係る事業場(以下「設立事業場」という。)の名称及び所在地

4 第七条の九 (設立の認可等)
 設立発起事業主は、前条第二項の申出をした者の数が政令で定める数に達したときは、厚生労働大臣に對し、規約その他厚生労働省令で定める書面を提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、設立の認可をしてはならない。

3 業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確實に遂行することができること。

4 前号に定めるもののほか、業務の運営が健全に行われ、加入員の財産形成に寄与することができること。

(成立)
第七条の十 基金は、設立の認可を受けた時に成立する。

2 基金が成立したときは、理事長が選任されるまでの間、設立発起事業主(設立発起事業主が二以上あるときは、これらの者において互選された者)が、理事長の職務を行う。この場合において、当該設立発起事業主は、この法律の規定の適用については、理事長とみなす。

第七条の十一 基金は、規約で、次に掲げる事項を定めなければならない。

(規約)
第三款 管理

2 二以上の事業主が政令で定める関係にある場合には、基金は、前項の規定にからわらず、当該二以上の事業主の全部又は一部の事業場について設立することができる。

3 第七条の十二 (代議員会)
 基金は、政令で定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員の氏名その他の政令で定める事項を公告しなければならない。

4 第七条の十三 (代議員会)
 基金に、代議員会を置く。

2 代議員の定数は、偶数とし、その半数は加入員において互選し、他の半数は加入員のうちから構成員事業主が選定する。

3 代議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 代議員会は、理事長が招集する。代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求があつた日から二十日以内に代議員会を招集しなければならない。

5 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

6 前各項に定めるものほか、代議員会の招集、議事の手続その他の代議員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条の十四 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならぬ。

一 規約の変更

二 収支予算の決定又は変更

三 前二号に掲げるもののほか、規約で定める事項

2 理事長は、代議員会が成立しないとき、又は理事長において代議員会を招集する暇がないと認めるときは、代議員会の議決を経なければならぬ事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 代議員会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(役員)

第七条の十五 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は加入員において互選した代議員において、他の半数は構成員事業主が選定した代議員において、それぞれ互選する。

3 理事のうち一人を理事長とし、理事が互選する。監事は、代議員会において、学識経験を有する者、加入員において互選した代議員及び構成員事業主が選定した代議員のうちから、それぞれ一人を選舉する。

5 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

7 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができる。

第七条の十六 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちからあらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行ふ。

2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 監事は、基金の業務を監査する。

第四款 加入及び脱退

(加入)

第七条の十七 第七条の八第二項の申出に基づき加入員となつた者のほか、設立事業場の勤労者（第六条の二第一項第二号の政令で定める者を除く。）で、勤労者財産形成貯蓄を有しているもの（規約により加入員の資格を定めているときは、当該資格を有する者に限る。）は、当該基金の加入員となることができる。

2 基金は、規約において一定の日を加入日として定めるものとし、前項に規定する要件を満たす勤労者は、当該加入日までに加入員となる旨の申出をするにより、当該加入日において当該基金の加入員となるものとする。（脱退等）

第七条の十八 加入員は、いつでも、当該基金に對し脱退の申出をすることができる。

2 加入員は、次に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた日の翌日において、当該基金の加入員でなくなるものとする。

一 前項の脱退の申出をしたとき。

二 死亡したとき。

三 設立事業場の勤労者でなくなつたとき（引き続き当該基金の構成員事業主の他の設立事業場の勤労者となつたときを除く。）。

四 規約により定められている資格を喪失したとき。

五 第六条の二第一項第二号の政令で定める者に該当することとなつたときその他の政令で定める理由に該当することとなつたとき。

(第五款 業務)

（基金の行う業務）

2 第七条の四の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 勤労者財産形成基金契約の締結を行うこと。

二 第一種勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等（当該第一種勤労者財産形成基金契約が生命保険に関する契約、生命共済に関する契約

契約又は損害保険に関する契約である場合に付金について、政令で定めるところにより、その支払の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

3 加入員に係る生命共済の割戻金に係る共済掛金又は当該契約に基づき満期返戻金受取人とされた加入員に係る損害保険の剩余金に係る保険料、当該契約に基づき共済金受取人となつた加入員に係る生命共済の割戻金に係る共済掛

（事務費）

第七条の二十二 基金の業務の執行に要する費用は、その構成員事業主がその全額を負担するものとする。

（事業年度）

3 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第七条の二十三 基金の事業年度は、前項の規定にかかる年（翌年の三月三十一日（一月一日から三月三十日までの間に成立した基金については、その年の三月三十一日））に終わるものとする。

第六款 合併等

（合併）

第七条の二十四 二以上の基金は、その構成員事業主が同一である場合又はそれぞれの構成員事業主が第七条の七第二項の政令で定める関係にある場合には、合併することができる。

2 基金が合併しようとするときは、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

（合併）

第七条の二十五 二以上の基金を設立するには、各基金のそれぞれの代議員会において役員又は代議員のうちから選任された設立委員が、共同して、規約を作成し、その他設立に必要な行為をするとともに、互選により設立委員のうち一人を、設立後に理事長が選任されるまでの間、理事長の職務を行うべき者として選任しなければならない。

（設立事業場の増加）

3 合併によつて基金を設立するには、各基金の規定の適用については、理事長とみなす。

4 合併により設立された基金又は合併後存続する基金は、合併により消滅した基金の権利義務を承継する。

（設立事業場の増加）

5 前項の規定により選任された者は、この法律の規定による事務を行ふ。

6 合併により設立された基金又は合併後存続する基金は、合併により消滅した基金の権利義務を承継する。

（設立事業場の増加）

7 前項の規定により選任された者は、この法律の規定による事務を行ふ。

（設立事業場の増加）

8 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

9 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

10 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

11 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

12 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

13 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

14 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

15 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

16 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

17 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

18 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

19 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

20 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

21 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

22 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

23 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

24 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

25 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

26 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

27 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

28 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

29 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

30 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

31 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

32 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

33 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

34 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

35 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

36 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

37 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

38 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

39 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

40 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

41 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

42 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

43 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

44 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

45 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

46 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

47 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うこと

同意を得、かつ、当該各号に規定する事業主の同意を得て、当該事業場をその設立事業場とすることができる。

一 構成員事業主の事業場で、当該基金の設立事業場でないもの

二 構成員事業主と第七条の七第二項の政令で定める関係にある事業主で、当該基金の構成員事業主でないものの事業場

前項の規定により、同項第二号に掲げる事業場が設立事業場となつた場合には、当該事業主は、当該基金の構成員事業主となるものとする。

2

(解散)

第七条の二十六 基金は、次に掲げる理由によつて解散する。

一 代議員会における代議員の定数の四分の三以上の多数による議決

二 業務の継続の不能

三 合併

四 加入員の数が政令で定める数未満となつたこと。

五 設立の認可の取消し

基金は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(清算中の基金の能力)

第七条の二十六の二 解散した基金は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算)

第七条の二十七 清算人は、第七条の二十六第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる理由による解散の場合には代議員会において選任し、同項第五号に掲げる理由による解散の場合には厚生労働大臣が選任する。

(裁判所による清算人の選任)

第七条の二十七の二 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害關係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第七条の二十七の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害關係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第七条の二十七の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

清算人は、前項各号に掲げる職務を行うため必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第七条の二十七の五 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。

この場合において、その期間は、二月を下る」とができない。

前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

前項の申出の催告をしなければならない。

第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第七条の二十七の六 前条第一項の期間の経過後に申し出をした債権者は、基金の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(裁判所による監督)

第七条の二十七の七 基金の清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をることができる。

3 基金の清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 厚生労働大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見述べることができる。

(清算結了の届出)

第七条の二十七の八 清算が結了したときは、清算人は、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(清算の監督等に関する事件の管轄)

第七条の二十七の九 基金の清算の監督及び清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第七条の二十七の十 清算人の選任の裁判に対し不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第七条の二十七の十一 裁判所は、第七条の二十

七の二の規定により清算人を選任した場合には、基金が当該清算人にに対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならぬ。

前項の規定により、同項第二号に掲げる事業場が設立事業場となつた場合には、当該事業主は、当該基金の構成員事業主となるものとする。

(検査役の選任)

第七条の二十八 裁判所は、基金の清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「基金及び検査役」と読み替えるものとする。

第八款 雜則

(報告等)

第七条の二十九 基金は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務についての報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、この法律を施行するために基づき預生労働大臣に提出しなければならない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にそ

の申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第七条の二十七の六 前条第一項の期間の経過後に申し出をした債権者は、基金の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(裁判所による監督)

第七条の二十七の七 基金の清算は、裁判所の監

督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をることができる。

3 基金の清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 厚生労働大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見述べることができる。

(清算結了の届出)

第七条の二十七の八 清算が結了したときは、清算人は、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(清算の監督等に関する事件の管轄)

第七条の二十七の九 基金の清算の監督及び清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第七条の二十七の十 清算人の選任の裁判に対し不服を申し立てることができない。

事業の管理若しくは業務の執行を明らかに怠つていると認めるときは、期間を定めて、基金又はその役員に対し、その違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣は、基金の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金に対し、その規約の変更を命ずることができる。

基金が前二項の規定による命令に違反したとができる。

前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「基金及び検査役」と読み替えるものとする。

2

厚生労働大臣は、基金の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金に対し、その規約の変更を命ずることができる。

基金の設立及び解散その他基金に関する必要な事項は、政令で定める。

第三節 財産形成についての国の支援

第八条 勤労者が勤労者財産形成年金貯蓄契約若しくは勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づき預入等若しくは保険料等の払込みをした場合又は勤労者が一時金として財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金の支払を受けた場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二百六号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)で定めるところにより、その者に対する所得税及び道府県民税(都民税を含む。)の

その他の税金の支拂いを課税する。

2 勤労者が勤労者財産形成年金貯蓄契約若しくは勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づき預入等若しくは保険料等の払込みをした場合又は勤労者が一時金として財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金の支払を受けた場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二百六号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)で定めるところにより、その者に対する所得税及び道府県民税(都民税を含む。)の

その他の税金の支拂いを課税する。

3 勤労者が勤労者財産形成年金貯蓄契約若しくは勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づき預入等若しくは保険料等の払込みをした場合又は勤労者が一時金として財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金の支払を受けた場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二百六号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)で定めるところにより、その者に対する所得税及び道府県民税(都民税を含む。)の

その他の税金の支拂いを課税する。

2 勤労者の持家建設の推進等に関する措置

第九条 勤労者の持家建設の推進等に関する措置

2 勤労者財産形成持家融資(以下「機構の行う勤労者財産形成持家融資」という。)の実施による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)の検査をさせることができるものである。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 勤労者財産形成持家融資(以下「機構」という。)に、事業主、事業主で組織された法人で政令で定めるもの(以下この条及び次条において「事業主団体」という。)又は勤労者(國家公務員及び地方公務員(以下「公務員」という。)を除く。以下第十二条の二までにおいて同じ。)の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けの業務を行ふ福利厚生会社で、事業主にあつてはその雇用する勤労者(継続して一年以上にわたつて勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしたことその他の政令で定める要件を満たす者に限る。以下この項において同じ。)に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、福利厚生会社にあつては当該福利

に基づく事務であつて厚生労働省令で定めるものを行なうことができる。
 2 前項の中小企業の事業主が、その雇用する労者から委託を受けて行う当該労者が締結している労働者財産形成貯蓄契約等に係る事務を事務代行団体に委託しようとするときには、厚生労働省令で定めるところにより、当該労者の同意を得なければならない。

(公務員に関する特例等)

第十五条 国又は地方公共団体は、国家公務員又は地方公務員で、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十四条第一項又は船員法(昭和二十二年法律第二百号)第五十三条第一項の規定の適用を受けないものに代わつて労働者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等に係る金銭の払込みを行う場合には、これらの者に支払は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第三条に規定する国家公務員共済組合若しくは同法第二十一条に規定する国家公務員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)第三条に規定する地方公務員共済組合、同法第二十七条に規定する全国市町村職員共済組合連合会若しくは同法第三十八条の二に規定する地方公務員共済組合連合会(以下「共済組合等」という。)が、これらの法律で定めるところにより行なうことができる。

3 共済組合等が前項の規定により行う住宅資金の貸付けは、各公務員について当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で行うものとする。

4 機構、独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫並びに共済組合等が貸付けに関する業務を行う場合には、国家公務員共済組合法第二百二十四条の三の規定により同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなされる者、同法第二百二十五条に規定する組合職員及び同法第二百二十六条第一項に規定する連合会役職員、地方公務員等共済組合法第二百四十二条第一項に規定する組合職員及び同条第二項に規定する連合会役職員並びに同法第二百四十四条の三第一項に規定する公務員とみなして、第九条、第十条及び前二項の規定を適用する。

5 内閣総理大臣又は総務大臣は、国家公務員又は地方公務員の財産形成について、第四条の規定に基づき定められる労働者財産形成政策基本方針の趣旨が生かされるよう配慮しなければならないものとする。

第十六条 船員法の適用を受ける船員(以下この条において「船員」という。)に関しては、第四条第一項中「厚生労働大臣、内閣総理大臣及び国土交通大臣(内閣総理大臣にあつては)」とあるのは、「国土交通大臣及び内閣総理大臣(内閣総理大臣にあつては)」と、「貯蓄に係る部分に」と、同条第三項及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第五条、次条並びに第十九条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは、「国土交通大臣」と、第四条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)中「労働政策審議会」とあるのは、「交通政策審議会」と、次条第二項中「厚生労働省令」とあるのは、「国土交通省令」とする。

2 船員に支払う貨金からの労働者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等に係る金額の控除については、船員法第五十三条第一項中「労働協約」とあるのは、「当該船舶所有者に使用される船員の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは、船員の過半数を代表する者との書面による協定」とする。

3 「国土交通大臣」と、「厚生労働大臣」とあるのは、「国土交通省令」とし、船員及び船員以外の労働者に関して締結された労働者財産形成給付契約及び労働者財産形成基金契約については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣及び国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令」とする。

4 加入員が船員のみである基金については、第二章第二節中「厚生労働大臣」とあるのは、「国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とし、加入員が船員及び船員以外の労働者である基金については、同節中

「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣及び国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令」とする。
 2 船員に對してのみその業務を行う福利厚生会社については、第九条第三項中「厚生労働省令」とあるのは、「厚生労働省令・国土交通省令」とする。

第十七条 厚生労働大臣は、勤労者財産形成政策基本方針を定めるに必要な調査を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる事項その他必要な事項について報告を求めることができる。

一 勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしている労働者(払込代行契約を締結している労働者を除く。)を雇用する事業主

2 払込代行契約を締結し、又は第十四条の規定により委託を受けている事務代行団体、当該契約の締結及びこれにより行われる労働者に当該委託に係る事務の処理状況

2 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

第十八条 削除(権限の委任)

2 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

第五章 罰則

第二十条 第七条の二十九第二項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 基金の代表者又は基金の代理人、使用人その他の従業者が、その基金の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その基金に對しても、同項の罰金刑を科する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該當する場合においては、その違反行為をした基金の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣及び国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令」とする。
 2 基金の代表者又は基金の代理人、使用人その他の従業者が、その基金の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その基金に對しても、同項の罰金刑を科する。

第三条 邮政民営化法(平成十七年法律第九号)第六十六条第一項の規定により独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が承継した労働者財産形成貯蓄契約等に該当する旧簡易生命保険契約に基づき払込みが行われた保険料の金額に係る第十二条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「生命保険会社」とあるのは、「生命保

險会社等（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構を除く。）
とする。

前項の場合において、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第二百一号）第十六条第一項に規定する再保険律第百一号）第十六条第一項に規定する再保険の契約を締結したときは、前項の金額を当該再保険の契約を締結した生命保険会社を相手方とする勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険に関する契約に基づき払込みが行われた保険料の金額と、当該再保険の契約を締結した生命保険会社を同項の金額に係る勤労者財産形成貯蓄契約等を締結した生命保険会社とみなして第十二条及び第十二条第一項の規定を適用する。

前項に定めるもののほか、勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する旧簡易生命保険契約に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則（昭和五〇年六月二一日法律第四号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条及び第四条の改正規定、第六条の改正規定（財産形成給付金に係る部分並びに次号及び第五号に掲げる部分を除く）、第七条の次に二条を加える改正規定中第七条の三に係る部分（勤労者財産形成給付金契約に係る部分を除く）。並びに第十六条に二項を加えられる改正規定中同条第二項に係る部分並びに附則第十二条中租税特別措置法第四条の二第一項及び第二項の改正規定（次号に掲げる部分を除く）、同条に一項を加える改正規定並びに同法第四十一条の三及び第四十二条の四の改正規定公布の日

二 第六条の改正規定中中国を相手方とする預貯金の預入に関する契約及び簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第二条の二に規定する簡易生命保険契約に係る部分並びに附則第二条及び第四条の規定、附則第十一

条中租税特別措置法第四条の二第一項の改正規定（事務所（二）の下に「郵便局を含む。」を加える部分に限る。）及び同条第二項の改正規定（同項の表の所得税法第十条第六項の改

項に係る部分に限る。）並びに附則第十四条中所得税法第九条の改正規定 昭和五十一年一月一日

二に改める部分に限る）、第八条の次に一

条を加える改正規定及び第十七条の次に二条を加える改正規定及び第十八条第一項から第四項までに係る部分並びに附則第六条中労働省設置法第六条の改正規定 昭和五十一年四月一日

三 目次の改正規定（「第八条」を「第八条の

二に改める部分に限る）、「第八条の次に一

条を加える改正規定及び第十七条の次に二条を加える改正規定及び第十八条第一項から第四

項までに係る部分並びに附則第六条の改正規定 中宅地開発公団法（昭和五十年法律第四十

五号）の施行の日

附 則（昭和五十三年五月一六日法律第四七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

第一条 第二条の改正規定、第三条の改正規定、第四条の改正規定、第九条の改正規定、第十条の改正規定、第十一条の改正規定、第十二条の改正規定、第十三条の改正規定、第十四条の改正規定、第十五条の改正規定（進学資金を貸し付ける業務に係る部分を除く）、第十六条第三項の次に二項を加える改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）及び附則第二条の改正規定並びに附則第三条から第七条までの規定、附則第八条から第十条までの規定（進学資金を貸し付ける事業に係る部分を除く。）、附則第十三条中租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十九条第四項の改正規定及び附則第十四条第一項の規定 公布の日

二 第八条の二の改正規定（勤労者財産形成基

金契約に基づき勤労者財産形成基金が行う払込みに充てるために必要な金額の拠出をする

中小企業の事業主に対し助成金を支給する部

分に限る。） 昭和五十四年四月一日

（名称の使用制限に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に勤

労者財産形成基金という文字を用いている者に

ついては、改正後の勤労者財産形成促進法（以下「新法」という。）第七条の六第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。（基金の設立準備行為）

第三条 事業主は、昭和五十三年十月一日前にお

いても、規約の作成、設立の認可の申請その他

勤労者財産形成基金の設立に必要な行為をする

ことができる。

（勤労者財産形成持家融資に係る経過措置）

第三条 第二条第一項第一号に規定する金融機関第三号の貸付け、住宅金融公庫及び沖縄振興開

発金融公庫が行う新法第十条第一項の貸付け並

びに新法第十五条第二項に規定する共済組合等

が新法第九条第一項第三号の改正規定の施行の

日以後に受理する貸付けの申込みから適用し、

事業団等が同日前に受理した貸付けの申込みに

については、なお従前の例による。

（勤労者財産形成貯蓄契約等に係る経過措置）

第一条 この法律の施行の日前に勤労者が改正後施行する。ただし、第九条第一項第三号の改正

規定（三倍）を「五倍」に改める部分に限る。

（勤労者財産形成貯蓄契約等に係る経過措置）

第一条 この法律の施行の日前に勤労者財産形成促進法（以下「新法」とい

う。）第六条第一項第一号に規定する金融機関等（以下「金融機関等」という。）又は同項第

二号に規定する生命保険会社等（以下「生命保

险会社等」という。）を相手方として締結した

契約であつて、改正前の勤労者財産形成促進法

第六条に規定する勤労者財産形成貯蓄契約に該

当するものは、新法第六条第一項に規定する勤

労者財産形成貯蓄契約に該当するものとみな

す。

（勤労者財産形成貯蓄契約等に係る経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規

定は、公布の日から起算して六月を超えない範

囲内において政令で定める日から施行する。

（勤労者財産形成貯蓄契約等に係る経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第

十二条から第十四条まで及び第十六条から第三

十二条までの規定は、昭和五十七年四月一日か

ら施行する。

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年五月二五日法律第五五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五七年四月二六日法律第三三号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年四月二六日法律第三四号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五七年四月二六日法律第三五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五七年四月二六日法律第三六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五七年四月二六日法律第三七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五七年四月二六日法律第三八号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五七年四月二六日法律第三九号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるものほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和六三年四月二一日法律第一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六三年五月三一日法律第七五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(その他の経過措置の政令への委任)

第四十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和六三年六月一一日法律第七九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、第六条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年六月二七日法律第五〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附則 (平成三年四月一九日法律第三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三年十月一日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定中「十五歳未満の」を削る部分及び第九条第一項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年六月二九日法律第三四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三年六月二九日から施行する。(その他の経過措置)

附則 (平成三年七月三日法律第三五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三年七月三日から施行する。ただし、同号中次の表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

勤労者財産形成貯蓄政策で定める理由
蓄約等を締結している者でなくなり

つたことその他の

政令で定める理由
にあつては、政令で定める日。以下この号において同じ。

次に掲げる場合
次に掲げる場合及び当該給付金に係る起算日が勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(平成三年法律第三十三号)の施行の日前の日であるものが支払われる場合

2 この法律の施行の際に勤労者財産形成基金契約に該当している契約に対する新法第六条の第二項第六号並びに第三項第五号及び第六号の規定の適用については、前項の規定に準じ、政令で定めるところによる。

附則 (平成三年六月一四日法律第八二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律の施行の際に改正前の勤労者財産形成促進法第七条の八第一項の規定による募集が行われている場合における新法第七条の九第一項の規定の適用については、同項中「前条第二項」とあるのは、「前条第二項又は勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(平成三年法律第三十三号)による改正前の第七条の八第二項」とする。

附則 (平成三年六月二九日法律第三五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三年六月二九日から施行する。

附則 (平成三年七月三日法律第三五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三年七月三日から施行する。

附則 (平成三年八月三日法律第三五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三年八月三日から施行する。

附則 (平成三年九月三日法律第三五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三年九月三日から施行する。

附則 (平成三年十月三日法律第三五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三年十月三日から施行する。

附則 (平成四年一月二二日法律第八九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

附則 (平成四年二月二六日法律第八九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成四年五月三日法律第五四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年一月一日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定、第九条第一項第一号の改正規定、第十四条の次に二条を加える改正規定(第十四条の三について)は、払込代行契約に関する業務に関する助成に

条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続については、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前例による。

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則については、なお従前の例による。(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益处分に係るものを除く。)又はこれらのための手続きは、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める)。

附則 (平成七年三月一七日法律第二七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

附則 (平成七年三月三一日法律第五一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則 (平成一〇年六月一五日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成一〇年六月一五日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。

附則 (平成七年六月七日法律第一一〇六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

附則 (平成七年六月七日法律第一一〇六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、保険業法(平成七年法律第一百五号)の施行の日から施行する。

附則 (平成八年五月三日法律第五五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年一月一日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定、第九条第一項第一号の改正規定、第十四条の次に二条を加える改正規定(第十四条の三について)

は、払込代行契約に関する業務に関する助成に

附則 (平成八年五月三日法律第五五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年一月一日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定、第九条第一項第一号の改正規定、第十四条の次に二条を加える改正規定(第十四条の三について)

は、払込代行契約に関する業務に関する助成に

係る部分を除く。)、第十七条第二項の改正規定(同項第一号については払込代行契約を締結している勤労者を除く部分及び同項第二号については払込代行契約の締結及びこれにより行われる勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等の状況に係る部分を除く)、第十八条第一項の改正規定、第二十条第一項及び第二十二条の改正規定並びに附則第二条第

二項の改正規定並びに次条の規定は、平成八年十月一日から施行する。

附則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄

(経過措置)
第一条 この法律(前条ただし書に規定する規定についても、当該規定)の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律(前条ただし書に規定する規定についても、当該規定)の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則 (平成九年四月一日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)

第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日
附 則 (平成一六年六月二三日法律第一
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 略
 二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百三十号)の公布の日(いずれか遅い日)
 附 則 (平成一六年二月一日法律第一
 (施行期日)
 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
 (罰則に関する経過措置)
 第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 附 則 (平成一六年二月三日法律第一
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。
 (处分等の効力)
 第百二十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他的行为であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。(罰則に関する経過措置)

附 則 (平成一七年七月六日法律第八二
 (施行期日)
 第十七条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
 附 則 (平成一七年七月六日法律第八二
 (施行期日)
 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二十九条第一項並びに附則第三条、第六条、第二十二条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。
 (罰則に関する経過措置)
 第十九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第七条第二項の規定により旧公庫法、附則第十七条の規定による改正前の阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び前条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律(これららの法律を適用し、又は準用する他の法律を含む。)の規定の例によることとされる場合並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)
 第百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年四月二三日法律第三
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条(住宅金融公庫法第二十五条、第九十二条の二、第二十七条の二及び第二十七条の三第三項の改正規定を除く。)、第十一条及び第十五条(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五十五条第三項の改正規定を除く。)の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 (罰則に関する経過措置)
 第十六条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第七
 (施行期日)
 第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。
 (罰則に関する経過措置)
 第百十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第七
 (施行期日)
 第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年四月二三日法律第三
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条(住宅金融公庫法第二十五条、第九十二条の二、第二十七条の二及び第二十七条の三第三項の改正規定を除く。)、第十一条及び第十五条(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五十五条第三項の改正規定を除く。)の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 (罰則に関する経過措置)
 第十六条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第七
 (施行期日)
 第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。(罰則に関する経過措置)

附 則 (平成一九年四月二三日法律第三
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条(住宅金融公庫法第二十五条、第九十二条の二、第二十七条の二及び第二十七条の三第三項の改正規定を除く。)、第十一条及び第十五条(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五十五条第三項の改正規定を除く。)の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 (罰則に関する経過措置)
 第十六条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 附 則 (平成一九年四月二三日法律第三
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条(住宅金融公庫法第二十五条、第九十二条の二、第二十七条の二及び第二十七条の三第三項の改正規定を除く。)、第十一条及び第十五条(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五十五条第三項の改正規定を除く。)の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 (罰則に関する経過措置)

附 則 (平成一九年四月二三日法律第三
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条(住宅金融公庫法第二十五条、第九十二条の二、第二十七条の二及び第二十七条の三第三項の改正規定を除く。)、第十一条及び第十五条(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五十五条第三項の改正規定を除く。)の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 (罰則に関する経過措置)

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年五月二十五日法律第五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第九条 附則第二条から前条までに定めるものは、政令で定める。

附 則 (平成二〇年五月二日法律第二六号) 抄

(施行期日) 第一条 附則第二条から前条までに定めるものは、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置) 第九条 附則第二条から前条までに定めるものは、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二〇年五月二日法律第二六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十一年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第二条 この法律による改正前の法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。)の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国の機関(以下この条において「旧機関」という。)がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、この法律による改正後の法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)の相当規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の機関(以下この条において「新機関」という。)がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

(旧設置法) 第一条 この法律による改正前の国土交通省設置法(以下官署に係る場合に限る。)改正前の国土交通省設置法(以下官署に係る場合に限る。)第一号から第二十三号までに掲げる事務に係る場合は、政令で定めるところにより、これを、新法令の相当規定により新機関に対して届出その他他の手続をしなければならないとされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされないものについては、この法律の施行後は、政令で定める。

附 則 (平成二三年五月二十五日法律第五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年五月二十五日法律第五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第六条 この法律の施行前にした行為及び前条第

三海難審判庁

二航空・鉄道事故調査委員会

一所海難審判

運輸安全委員会

中央労働委員会(旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。)

五船員中央労働委員会(旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合に限る。)

六船員地方労働委員会(旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。)

七船員地方労働委員会(旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務のうち個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に係る事務に係る場合に限る。)

八船員地方労働委員会(旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合(七の項に掲げる事務を除く。)に限る。)

九地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)(旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。)

十都道府県知事

に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年四月二七日法律第二六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条第三項及び第五項並びに附則第三条第十一項及び第十二項、第六条、第七条、第九条、第十五条、第十八条並びに第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二三年四月二七日法律第二六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、行方に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第十条 附則第二条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法第十条の三の規定に基づき行われる貸付けであつて、雇用・能力開発機構が施行日前に当該貸付けの申し込みを受けたものについては、勤労者退職金共済機構が当該貸付けの申し込みを受けたものとみなす。

(罰則に関する経過措置) 第二十一条 施行日前にした行為及び附則第十条の規定によりなお従前の例によることとされるものを除き、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請、届出、申立てその他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置) 第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年五月二十五日法律第五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年五月二十五日法律第五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第六条 この法律の施行前にした行為及び前条第

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六条。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、行方に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第二十九条 附則第二条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法第十条の三の規定に基づき行われる貸付けであつて、雇用・能力開発機構が施行日前に当該貸付けの申し込みを受けたものについては、勤労者退職金共済機構が当該貸付けの申し込みを受けたものとみなす。

、第九条第二項の改正規定並びに第十四条第四項の改正規定並びに附則第四条から第八条まで、第九条（日本郵便株式会社法（平成十七年法律第二百号）附則第二条第一項の改正規定に限る。）、第十二条及び第十三条（郵政民営化法等の一部を改正する等の法律附則第十一条第一項第一号の改正規定中「第四条の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第二百一号。）に改める部分に限る。）」の規定 平成三十一年四月一日
（政令への委任）

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

（施行期日）
抄
附 則（令和四年三月三一日法律第七号）